(二)　入札の実施等

(1)　経済産業大臣は、供給価格の額についての入札により再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けることができる者を決定することが、電気の使用者の負担の軽減を図る上で有効であると認めるときは、入札を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定することができることとした。（第四条関係）

(2)　入札に参加しようとする者は、再生可能エネルギー発電事業計画を経済産業大臣に提出しなければならないこと等とした。（第五条及び第六条関係）

(3)　経済産業大臣は、指定入札機関に、入札業務を行わせることができること等とした。（第七条及び第八条関係）

(三)　再生可能エネルギー発電事業計画の認定等

再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができることとし、経済産業大臣は、当該再生可能エネルギー発電事業計画が一定の基準に適合するものであると認めるときは、その認定をすること等とした。（第九条～第一五条関係）

(四)　電気事業者の義務等

(1)　電気事業者は、自らが維持し、及び運用する電線路と認定発電設備とを電気的に接続し、又は接続しようとする認定事業者から、特定契約の申込みがあったときは、正当な理由がある場合を除き、特定契約の締結を拒んではならないこととした。（第一六条関係）

(2)　電気事業者は、特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気について、卸電力取引市場における売買取引又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者に対し供給する方法のいずれかにより供給し、又は使用しなければならないこと等とした。（第一七条～第一九条関係）

(3)　小売電気事業者及び登録特定送配電事業者は、特定契約に基づき調達される再生可能エネルギー電気をその行う小売供給の用に供する電気として利用するよう努めなければならないこととした。（第二〇条関係）

(五)　電力・ガス取引監視等委員会

経済産業大臣は、電気事業者の禁止行為等に係る命令等をしようとする場合には、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会の意見を聴かなければならないこと等とした。（第二一条～第二七条関係）

(六)　指定入札機関

指定入札機関は、入札業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならないこと等とした。（第三九条～第五四条関係）

二　電気事業法の一部改正関係

一般送配電事業者が知り得た情報の目的外利用の禁止等に関して、特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を目的として追加する等の所要の規定の整備を行うこととした。（第二三条及び第六六条の三関係）

三　附則関係

1　この法律の施行の際現に改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「旧法」という。）に規定する接続をしている特定供給者（以下「旧特定供給者」という。）及び接続をすることについて旧法に規定する一般送配電事業者等（以下「旧一般送配電事業者等」という。）の同意を得ている旧特定供給者は、施行日に改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「新法」という。）の認定を受けたものとみなすこととし、旧法に規定する接続の請求（以下「旧接続請求」という。）について旧一般送配電事業者等の同意が得られていない旧特定供給者（以下「旧接続請求者」という。）であって、旧法の認定を受けた日が平成二八年七月一日以降であるものは、当該旧認定を受けた日の翌日から起算して九月間は、引き続き当該旧接続請求を行うことができることとし、旧接続請求について旧一般送配電事業者等の同意を得るために必要な手続その他の行為に相当の期間を要する旧接続請求者は、当該手続その他の行為が終了した日の翌日から起算して六月間は、引き続き当該旧接続請求を行うことができることとする等、所要の経過措置等について定めることとした。（附則第四条～第六条関係）

2　附則の規定により新法の認定を受けたものとみなされる場合以外は、旧認定は効力を失うこととした。（附則第七条関係）

四　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（法律第六〇号）（消費者庁）

1　指定権利の見直し

訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売において規制対象となる権利の範囲を改め、その名称を特定権利とすることとした。また、特定権利に関する適用除外に係る所要の規定を整備することとした。（第二条第四項及び第二六条第二項関係）

2　承諾をしていない者に対する通信販売ファクシミリ広告の提供の禁止等

通信販売において販売業者等は、その相手方となる者からの請求又は承諾がない場合に、ファクシミリ広告をしてはならないこととするとともに、その他所要の規定を整備することとした。（第一二条の五関係）

3　電話勧誘販売に係る通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等の申込みの撤回等の制度の創設

電話勧誘販売に係るその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等の申込者等は、その売買契約等の申込みの撤回等を行うことができることとした。ただし、申込者等に当該契約を必要とする特別の事情があったときはこの限りでないとすることとした。また、当該申込みの撤回等の行使及び当該申込みの撤回等に伴う返金等に係る所要の規定を整備することとした。（第二四条の二関係）

4　指示制度の整備

(一)　主務大臣が違反行為を行った販売業者等に対して指示することのできる措置として、違反及び行為を是正するための措置並びに購入者等の利益の保護を図るための措置を例示することとした。（第七条第一項、第一四条第一項、第二二条第一項、第三八条第一項～第三項、第四六条第一項、第五六条第一項及び第五八条の一二第一項関係）

(二)　主務大臣は、販売業者等に対して指示を行ったときは、その旨を公表しなければならないこととした。（第七条第二項、第一四条第三項及び第四項、第二二条第二項、第三八条第五項及び第六項、第四六条第二項、第五六条第三項及び第四項並びに第五八条の一二第二項関係）

5　業務停止命令制度の強化

主務大臣が販売業者等に対して業務の停止を命ずることができる期間の上限を一年から二年に改めることとした。（第八条第一項、第一五条第一項、第二三条第一項、第三九条第一項～第三項、第四七条第一項、第五七条第一項及び第五八条の一三第一項関係）

6　業務禁止命令制度の創設

主務大臣は、販売業者等に対して業務の停止を命ずる場合において、当該命令の理由となった事実及び当該事実に関して当該販売業者等の役員等が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するために当該停止を命じた取引類型に関する業務を制限することが相当と認められる場合には、当該役員等に対し、当該停止と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること等の禁止を命ずることができることとした。（第八条の二第一項、第一五条の二第一項、第二三条の二第一項、第三九条の二第一項～第三項、第四七条の二第一項、第五七条の二第一項及び第五八条の一三の二第一項関係）

7　訪問販売等における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消制度の整備

申込者等は、販売業者等が不実のことを告げる行為等をしたことによって意思表示を行った場合、追認することができる時から六月間、これを取り消すことができることとされているところ、当該期間を一年間に改めることとし、売買契約等に基づく債務の履行として給付を受けた申込者等が意思表示を取り消した場合において、給付を受けた当時その意思表示が取り消すことができるものであることを知らなかったときは、当該売買契約等によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負うこととした。（第九条の三、第二四条の三、第四〇条の三、第四九条の二及び第五八条の二関係）